

# 生産情報公表牛肉のJAS規格のQ & A

平成16年6月

農林水産省消費・安全局表示・規格課

## 生産情報公表牛肉の J A S 規格の Q & A

### 生産情報公表牛肉の J A S 規格（総論）

（問 1）「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」（以下「牛トレサ法」という。）と生産情報公表牛肉の J A S 規格の違いは何ですか。

（問 2）生産情報公表 J A S 規格とトレーサビリティとの関係はどのようなものですか。

（問 3）生産情報公表 J A S 制度の目的は何ですか。

### 生産情報公表牛肉の J A S 規格

#### (1)（第 2 条関係・生産情報）

（問 4）生産情報とは何ですか。また、生産情報公表牛肉の J A S 規格で定められている生産情報と牛トレサ法で定められている個体情報との違いは何ですか。

（問 5）生産情報公表牛肉の J A S 規格の生産情報の具体的内容は、牛トレサ法と同一の内容でよいのですか。

（問 6）生産情報の対象となる飼料とは何ですか。

（問 7）生産情報の対象となる動物用医薬品とは何ですか。

（問 8）動物用医薬品の薬効別分類は何に基づいて定められているのですか。

（問 9）生産情報公表牛肉の J A S 規格の対象となる農林物資は何ですか。例えば「舌」、「内臓」、「小間切れ肉」等は対象となるのですか。

（問 10）生産情報公表牛肉の J A S 規格で、J A S 規格の施行前に出生した牛から得られる牛肉についても J A S 規格の対象となるのですか。

#### (2)（第 3 条関係・記録、保管及び公表）

（問 11）生産情報は誰が記録・保管・公表するのですか。

(問12) 生産情報の記録方法は決められているのですか。

(問13) 生産情報の記録の保管方法は決められているのですか。

(問14) 生産情報の公表方法は決められているのですか。

(問15) 生産情報として公表しなくてもよい情報を公表してもよいのですか。またその内容について問われた場合、答える必要はあるのですか。

(問16) 生産者名、住所及び連絡先等を公表しない場合は、生産情報公表牛肉の対象とならないのですか。

(問17) 飼料の生産情報はどのように記録し、公表するのですか。

(問18) 有機飼料、非遺伝子組み換え飼料を給餌している場合、例えば、「(有機)」、「(非遺伝子組み換え)」等と公表することができるのですか。

(問19) 給餌情報の中の牧草について、詳しく公表しなければならないのですか。

(問20) 動物用医薬品の生産情報はどのように記録し、公表するのですか。

(問21) 動物用医薬品の薬効別分類は、どのように記録、公表するのですか。

(問22) 購入時及び使用時に規制のない動物用医薬品は記録、公表する必要があるのですか。

(問23) 生産情報公表JASマークが付されていない牛肉も、給餌情報や使用した動物用医薬品の情報を公表することはできるのですか。

(問24) 生産情報の公表は20頭以内の荷口ごとに公表するとはどういうことですか。

### (3)(第4条関係・表示)

(問25) 生産情報公表牛肉に表示すべき事項は何ですか。

(問26) 表示事項とされている「生産情報の公表の方法」として記載することができるものは何ですか。

(問27) JAS規格に適合した枝肉に表示するものは何ですか。

(問28) 有機農産物等については、有機JASマークが付されていない場合は、「有機」、「オーガニック」等の表示をすることができませんが、生産情報公表牛肉についても生産情報公表JASマークが付されていない場合は、「生産情報公表」等の表示をすることはできないのですか。

#### (4)(第5条及び第6条関係・生産情報公表輸入牛肉)

(問29) 我が国と同様な牛の全頭検査体制がない国から輸入された牛肉も、生産情報公表JAS規格の対象となるのですか。

(問30) 「個体識別番号」と「個体識別情報」の違いは何ですか。

(問31) 生産情報公表牛肉のJAS規格の対象となっている牛を生体で輸入した場合、生産情報の一つである「牛の管理者」に該当するのは誰ですか。

### 登録認定機関

#### (1)登録認定機関とは

(問32) 登録認定機関に登録されるにはどうしたらよいのですか。

(問33) 登録認定機関はどのような業務を行うのですか。

(問34) 登録認定機関には、どのような区分があるのですか。また、今まで他のJAS規格の品目について、登録された機関は新たに登録が必要ですか。

(問35) 登録認定機関に対する監査はどのように行われるのですか。

(問36) 登録認定機関は、認定生産行程管理者等の調査をどのくらいの頻度で行う必要があるのですか。

(問37) 登録認定機関について登録の際に認められた認定を行おうとする区域以外のと畜場等を生産行程管理者の構成員として認定申請をした生産行程管理者を認定することができるのですか。

(問38) 登録認定機関がJAS法及びその関係法令に違反した場合はどうなるので

すか。

(問39) 登録外国認定機関となるには、どのような手続きが必要ですか。

(問40) 当該外国が我が国のJAS制度と同等の水準にある制度を有していると認められるためには、どのような基準を満たす必要がありますか。

## (2)登録基準について

(問41) 法第17の6第2項において準用する第16条第2項第2号に定める「十分な経理的基礎を有する」とはどの程度をいうのですか。

(問42) 法第17の6第2項において準用する第16条第2項第4号に定める「認定に関する業務以外の業務を行うことにより認定が不公正になるおそれがある場合」とはどのようなことをいうのですか。

(問43) 生産情報公表牛肉についての登録認定機関又は登録外国認定機関となるための登録基準(以下、「登録認定機関の登録基準」という。)の「認定業務の管理に関する事項」欄に規定されている「認定の技術的基準への適合性を検査する部門」の業務内容はどのようなものですか。

(問44) 登録認定機関となるための登録基準の「認定業務の管理に関する事項」欄に規定されている「当該検査の結果に基づき認定するかどうかを判定する部門」の業務内容はどのようなものですか。

(問45) 認定の技術的基準に規定されている「登録認定機関の指定する講習会」の「指定」とはどのようなものですか。

(問46) 登録認定機関の登録基準に定める認定の業務に従事する者の資格において「畜産物の生産」とは、牛の生産以外の養鶏等のみに従事した者でもよいのですか。

(問47) 登録認定機関の登録基準に定める認定の業務に従事する者の資格において「畜産物の生産に関する指導、調査若しくは試験研究の実務に従事した経験を有する者」とありますが、飼料の実務に従事した者も含まれるのですか。

(問48) 委託契約を締結した者を登録認定機関の登録基準に定める検査に従事する者(検査員)とすることができるのですか。

(問49) 登録認定機関の登録基準に定める認定の業務に従事する者の資格において「第1号から第3号までに掲げる者と同等以上の資格を有すると認められる者」とありますが、具体的にはどのような者が該当するのですか。

## 生産行程管理者

### (1) 生産行程管理者とは

(問50) どのような者が認定生産行程管理者になれるのですか。

(問51) 認定生産行程管理者はどのような業務を行うのですか。

(問52) 生産行程管理者の中で、牛肉の生産業者を構成員とする法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)とは、具体的にどのようなものですか。

(問53) 生産行程管理者は、生産行程の管理又は把握の一部を生産行程管理者以外の者に委託することはできるのですか。

(問54) 認定された生産行程管理者について有効期間はありますか。

(問55) 生産行程管理者が認定を受ける場合、牧場にいる全ての牛がJAS規格の基準に適合しなければ認定されないのですか。

(問56) 認定生産行程管理者がJAS法及びその関係法令に違反した場合、どうなるのですか。

### (2) 生産行程管理者の技術的認定基準

(問57) 一部の牛がJAS規格の対象となる場合、対象と対象ではない牛は別に飼養管理すべきですか。

(問58) 牛の個体識別番号は重複のない生涯唯一の固有番号であるが、海外の農場での個体識別情報が付された牛肉の場合、番号の重複により混乱は生じないのですか。

(問59) 生産行程管理者が外注管理を行っている場合、外注先の子牛繁殖農家等が

生産情報を記録する様式は定められているのですか。

(問60) 生産行程管理者の構成員以外の者に生産行程の管理又は把握を委託している場合、生産行程の管理又は把握を委託された子牛繁殖農家等はその生産情報の記録を保管しなければならないのですか。また、認定生産行程管理者も保管する必要があるのですか。

(問61) 生産情報の記録の保管の起算はいつからですか。

(問62) 生産行程の管理又は把握の一部を生産行程管理者の構成員以外の者(子牛繁殖農家等)に委託している場合、子牛繁殖農家の生産情報はどのように生産行程管理者に伝達するのですか。

(問63) 生産行程管理者はどのような担当者をおくののですか。

(問64) 生産情報の公表は委託してもよいのですか。

(問65) 生産情報はいつからいつまで公表するのですか。

(問66) 生産情報公表牛肉の格付、マークの貼付は誰が行うのですか。

(問67) 生産情報公表牛肉の格付の表示は、スタンプによる表示は可能ですか。

## 小分け業者

### (1)小分け業者とは

(問68) どのような者が小分け業者になれるのですか。

(問69) 認定小分け業者はどのような業務を行うのですか。

(問70) 生産情報公表牛肉の認定小分け業者は、新しく制定される生産情報公表豚肉の小分け業務もできるのですか。

(問71) 小分け業者の認定は、店舗ごとに受ける必要がありますか。

(問72) スーパーマーケットのバックヤードで小分けをする場合は、認定小分け業者になることが必要ですか。

(問73) 枝肉を部分肉にする等の加工は行わず製品を卸すだけの流通業者は小分け業者の認定が必要なのですか。

(問74) 認定小分け業者の認定を受けていない小売業者が、JASマークが貼付された牛肉を仕入れ、小分けを行い、小分けされたものにもJASマークを貼付せずパック肉を販売し又は量り売りを行う場合、小分け前の牛肉に付されていたマークを掲示して生産情報公表牛肉であることを示すことは可能ですか。

(問75) 加工業者からパック詰めされた生産情報公表牛肉を仕入れて、店頭販売する場合、小分け業者の認定を受ける必要があるのですか。

(問76) 認定生産行程管理者である食肉加工場が自らスライスしたパック肉にJASマークを貼付して販売する場合、認定小分け業者の認定も取る必要があるのですか。

(問77) 一つの登録認定機関から認定を受けた認定小分け業者が、別の登録認定機関から認定を受けた生産行程管理者又は小分け業者からの生産情報公表牛肉を取り扱う場合、その登録認定機関から改めて小分け業者の認定を受ける必要があるのですか。

(問78) 小分け業者がJAS法及びその関係法令に違反した場合、どうなるのですか。

## (2)小分け業者の技術的認定基準

(問79) 小分け業者はどのような担当者をおくのですか。

(問80) 小分け責任者及び格付表示担当者が他の事業所に異動した場合、改めて講習を受ける必要があるのですか。

(問81) 荷口は合計で20頭以内なら2つ以上の荷口を合わせることができるのですか。

(問82) 小分け業者は生産情報を公表しなければならないのですか。

その他

(問83) JASマークの除去を行うのは、どのような場合ですか。

(問84) 外食店がメニュー等に「生産情報公表牛肉使用」等の表示をすることはできるのですか。

(問85) 生産情報公表JAS規格への取組にあたり政府の助成措置等はあるのですか。

## 生産情報公表牛肉の J A S 規格の Q & A

### 生産情報公表牛肉の J A S 規格（総論）

（問１）「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」（以下「牛トレサ法」という。）と生産情報公表牛肉の J A S 規格の違いは何ですか。

（答）

牛トレサ法は、牛肉の安全性に対する信頼確保や B S E のまん延防止措置の的確な実施などを目的として、牛を個体識別番号により一元管理するとともに、生産・流通の各段階において、当該牛の飼養履歴の届出及び当該個体識別番号の正確な伝達を義務付ける制度として、生産段階は平成 15 年 12 月 1 日から施行されました。（流通段階は平成 16 年 12 月 1 日から施行。）

一方、生産情報公表 J A S 制度は、トレーサビリティの導入など「食卓から農場まで」顔の見える仕組みの整備の一環として、事業者が自主的に食品の生産情報を消費者に正確に伝えていることを第三者機関（登録認定機関）が認定する任意の制度で、まず、牛肉についてこの規格を制定し、平成 15 年 12 月 1 日から施行されています。

生産情報公表牛肉の J A S 規格と牛トレサ法との主な相違点は、

牛トレサ法が、生産段階、と畜段階及び流通段階で法的に義務付けられている制度であるのに対し、本 J A S 規格は、生産者等が登録認定機関の認定を受け、認定生産行程管理者として自ら J A S 規格に適合しているか検査を行い、検査に適合している食品に J A S マークを貼付して販売する任意の制度であること

本 J A S 規格により公表される生産情報には、牛トレサ法により公表される生産情報に含まれない飼料及び動物用医薬品の情報が含まれること

牛トレサ法が国内で生産された牛肉のみ対象としているのに対し、J A S 規格は国内で生産された牛肉のみならず外国から輸入された牛肉も対象となり得ることです。

生産情報公表牛肉の J A S 規格と牛トレサ法の主な違いを表にすれば、次のとおりです。

	生産情報公表牛肉の J A S 規格	牛トレサ法
強制力	・任意	・義務
対象	・国内で生産された牛肉及び外国から輸入された牛肉（加工食品は除く）	・国内で生産された牛肉（加工食品は除く）
	・外食店は対象外	・販売業者（牛肉の販売の事業を行う者） ・特定料理提供業者（焼き肉、しゃぶしゃぶ、すき焼き、ステーキ）も対象
識別情報	・ <u>個体識別番号</u> （外国から輸入された牛肉にあっては個体識別情報） ・ <u>荷口番号</u>	・ <u>個体識別番号</u> 、 <u>荷口番号</u>

<p>管理記録 公表される べき情報</p> <p>（うち公表 される情 報は網か け）</p>	<p>&lt; 生産情報 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>出生の年月日</u></li> <li>・ <u>雌雄の別</u></li> <li>・ <u>管理者の氏名又は名称及び住所並びにその管理の開始の年月日</u></li> <li>・ <u>牛の飼養のための施設の所在地及び当該飼養施設における飼養の開始の年月日</u></li> <li>・ <u>とさつの年月日</u></li> <li>・ <u>牛の種別</u></li> <li>・ <u>牛の管理者の連絡先</u></li> <li>・ <u>と畜者の氏名又は名称及び連絡先並びに当該牛がとさつされたと畜場の名称及び所在地</u></li> <li>・ <u>管理者が給餌した飼料の名称</u></li> <li>・ <u>管理者が使用した動物用医薬品の薬効別分類及び名称</u></li> </ul>	<p>&lt; 個体識別台帳 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個体識別番号</li> <li>・ <u>出生又は輸入の年月日</u></li> <li>・ <u>雌雄の別</u></li> <li>・ <u>管理者の氏名又は名称及び住所並びにその管理の開始の年月日及び終了の年月日</u></li> <li>・ <u>飼養施設の所在地（都道府県）及び当該飼養施設における飼養の開始の年月日及び終了の年月日</u></li> <li>・ <u>とさつ、死亡又は輸出の年月日</u></li> <li>・ <u>牛の種別</u></li> <li>・ <u>牛の管理者の連絡先</u></li> <li>・ <u>と畜者の氏名又は名称及び連絡先並びに当該牛がとさつされたと畜場の名称及び所在地</u></li> <li>・ <u>母牛の個体識別番号</u></li> <li>・ <u>輸入者の氏名又は名称及び住所</u></li> <li>・ <u>輸入先の国名及び輸入者の連絡先</u></li> <li>・ <u>輸出先の国名並びに輸出者の氏名又は名称、住所及び連絡先</u></li> </ul> <p>網かけをしていない事項についても、本人が同意した場合は公表されます。</p>
<p>情報の 公表方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認定生産行程管理者又は認定小分け業者</li> <li>・ ファックス、インターネット又は店頭表示など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ インターネットにより独立行政法人家畜改良センターのホームページで公表される</li> </ul>
<p>荷口化 可能頭数</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 20頭以内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 50頭以内</li> </ul>

（注）下線部分は、JAS規格と牛トレサ法共通の事項

（問2）生産情報公表JAS規格とトレーサビリティとの関係はどのようなものですか。

（答）

食品のトレーサビリティとは、生産、処理・加工、流通・販売等の各段階で、食品の仕入先、販売先、生産・製造方法などの記録をとり、保管し、食品とその情報を追跡し、遡及できることをいいます。

生産情報公表JAS規格は、こうしたトレーサビリティによる「食卓から農場まで」顔の見える仕組みの一環として、そのうちの生産部分に係る情報（農林物資の規格化及び品

質表示の適正化に関する法律（以下「ＪＡＳ法」という。）では「生産の方法についての基準」を消費者に正確に伝えていることを第三者機関が認定する仕組みです。

（問３）生産情報公表ＪＡＳ制度の目的は何ですか。

（答）

生産情報公表ＪＡＳ制度は、消費者が生産履歴が明らかな食品を安心して購入できるように、食品の生産情報が正確に記録・保管・公表されているかどうか農林水産大臣に登録された第三者機関（登録認定機関）が生産者等を認定し、その生産者等自らがＪＡＳ規格に適合しているか検査を行い、検査に合格したものにＪＡＳマークを貼付して販売する制度です。

本制度により、生産履歴が第三者の認定の下で明らかな食品であるか否かをＪＡＳマークによって消費者が容易に識別できるようになり、また、生産者等もそのような食品であることをＪＡＳマークによって、消費者に付加価値としてアピールできるメリットが期待されます。

#### 生産情報公表牛肉のＪＡＳ規格

(1) (第２条関係・生産情報)

（問４）生産情報とは何ですか。また、生産情報公表牛肉のＪＡＳ規格で定められている生産情報と牛トレサ法で定められている個体情報との違いは何ですか。

（答）

「生産情報公表牛肉のＪＡＳ規格」では、生産情報は、

- (１) 出生の年月日
  - (２) 雌雄の別
  - (３) 管理者の氏名又は名称及び住所並びにその管理の開始の年月日
  - (４) 牛の飼養のための施設の所在地及び当該飼養施設における飼養の開始の年月日
  - (５) とさつの年月日
  - (６) 牛の種別
  - (７) 牛の管理者の連絡先
  - (８) と畜者の氏名又は名称及び連絡先並びに当該牛がとさつされたと畜場の名称及び所在地
  - (９) 管理者が給餌した飼料の名称
  - (１０) 管理者が使用した動物用医薬品の薬効別分類及び名称
- となっています。

上記のうち、(１)～(８)の情報が牛トレサ法により公表が義務付けられる牛の個体情報（管理者の氏名又は名称等個人が特定できる情報は、本人が同意した場合に公表）ですが、ＪＡＳ規格では、その情報に(９)の飼料及び(１０)の動物用医薬品の情報を付加したものを生産情報としています。

〔問５〕生産情報公表牛肉のＪＡＳ規格の生産情報の具体的内容は、牛トレサ法と同一の内容でよいのですか。

〔答〕

生産情報公表牛肉のＪＡＳ規格第２条で定める「（１）出生の年月日」から「（８）と畜者の氏名又は名称及び連絡先並びに当該牛がとさつされたと畜場の名称及び所在地」までの生産情報は、国内で生産された牛肉については牛トレサ法で提供される個体情報と全く同一の内容となります。

なお、子牛で輸入され、国内でと畜された牛肉については、牛トレサ法で提供される輸入後の個体情報に加え、輸入前の生産情報、具体的には、

- （１）出生の年月日
  - （２）出生から当該牛が輸入されるまでの間の管理者の氏名又は名称及び住所並びにその管理の開始の年月日
  - （３）出生から当該牛が輸入されるまでの間の牛の飼養のための施設の所在地及び当該飼養施設における飼養の開始の年月日
  - （４）出生から当該牛が輸入されるまでの間の牛の管理者の連絡先及びＪＡＳ規格で求められる
  - （５）管理者が給餌した飼料の名称
  - （６）管理者が使用した動物用医薬品の薬効別分類及び名称
- が追加的に必要となります。

〔問６〕生産情報の対象となる飼料とは何ですか。

〔答〕

生産情報の対象となる飼料は、粗飼料、濃厚飼料、配合飼料、混合飼料及び飼料添加物など「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」（昭和２８年法律第３５号）第２条に定める「飼料及び飼料添加物」が該当し、それぞれの名称（商品名）を公表することになります。

なお、給餌した飼料及び飼料添加物はすべて公表する必要があります。

〔問７〕生産情報の対象となる動物用医薬品とは何ですか。

〔答〕

生産情報の対象となる動物用医薬品は、「薬事法」（昭和３５年法律第１４５号）第４９条の規定により農林水産大臣が指定する医薬品並びに同法第８３条の４第１項又は第８３条の５第１項の規定により使用者が遵守すべき基準が定められた医薬品が該当し、それぞれの名称（商品名）を薬効別分類とともに公表することになります。

具体的には、ワクチン、麻酔剤等の購入時に診療に基づく獣医師の指示書等が必要な「要指示医薬品」及び抗生物質、合成抗菌剤等の購入時に診療に基づく獣医師の指示書等が必要で使用時に使用規制基準の遵守が必要な「使用規制対象医薬品」が該当します。

なお、ＪＡＳ規格では、消費者に分かりやすい情報を提供する観点から、動物用医薬品であってもビタミン剤、カルシウム剤、ぶどう糖液、固形塩等の購入時及び使用時に規制

のない動物用医薬品はJAS規格の生産情報の対象外とし、公表される情報が過度に複雑なものとならないようにしています。

(問8) 動物用医薬品の薬効別分類は何に基づいて定められているのですか。

(答)

動物用医薬品の薬効別分類は、社団法人日本動物用医薬品協会の「家畜共済薬効別薬価基準表」を基に分類しています。

(問9) 生産情報公表牛肉のJAS規格の対象となる農林物資は何ですか。例えば「舌」、「内臓」、「小間切れ肉」等は対象となるのですか。

(答)

生産情報公表牛肉のJAS規格の対象となる農林物資は、生産情報公表特定牛肉と生産情報公表輸入牛肉です。

このうち生産情報公表特定牛肉の対象とするには、まず、牛トresa法上の特定牛肉に該当していることが必要であり、と畜場や食肉処理場から搬出される一般的な状態である「枝肉」や「部分肉」、小売段階の商品の状態である「精肉」が対象となり、「舌」、「内臓」等「牛肉」以外の「臓器及び可食部分」については、対象外となります。

一方、牛トresa法上の特定牛肉に該当しない牛肉(例：小間切れ肉)については、国内・外国いずれの地で生産された牛肉であっても、生産情報公表牛肉のJAS規格上、全ての生産情報について認定生産行程管理者が記録及び保管すべき「生産情報公表輸入牛肉」として取り扱うこととしています。

(問10) 生産情報公表牛肉のJAS規格で、JAS規格の施行前に出生した牛から得られる牛肉についてもJAS規格の対象となるのですか。

(答)

生産情報公表牛肉のJAS規格の施行前から規格に定められた生産情報が記録・保管・公表されている牛肉にあつては、JAS規格の対象となります。

なお、疾病の履歴がある牛でも投薬情報等JAS規格に基づいた生産情報の記録・保管・公表が行われ、規格に適合していれば、生産情報公表JASマークを付けることは可能です。

(2) (第3条関係・記録、保管及び公表)

(問11) 生産情報は誰が記録・保管・公表するのですか。

(答)

生産情報の記録・保管・公表は認定生産行程管理者が責任をもって行うこととなります。

なお、小分けの過程において生産情報公表牛肉がいずれの牛から得られた牛肉であるかを識別することが困難で、その生産情報公表牛肉を20頭以内に荷口化し、荷口番号を付

与した場合は、荷口化した小分け業者が荷口番号についての記録・保管・公表することになります。

ただし、この場合であっても、生産行程管理者は荷口に含まれる個々の牛についての生産情報を記録・保管しておくとともに、荷口に含まれる個々の牛ごとの生産情報の公表を行っていない限りなりません。

(問12) 生産情報の記録方法は決められているのですか。

(答)

生産情報の記録方法については、様式は定められていませんが、牛の個体ごとに情報を記録するとともに、生産情報として公表している内容と記録している内容を第三者が容易に比較対照できる方法で整理しておく必要があります。

具体的には、次のような例が考えられます。(規格上生産情報として記録が義務付けられている事項に網掛けしています。)

・牛の個体識別情報(個体識別番号又は個体識別情報)

出生年月日	年 月 日
雌雄の別	オス
管理者の氏名又は名称	農林太郎又は 牧場
管理者の住所	県 市 町 番地
管理の開始年月日	年 月 日
飼養施設の所在地	県 市 町 番地
飼養の開始年月日	年 月 日
とさつ年月日	年 月 日
牛の種別	黒毛和種
牛の管理者の連絡先	登録電話番号
と畜者の氏名又は名称及び連絡先並びにと畜場の名称及び所在地	食肉卸売市場 電話番号 市と畜場 県 市 町 番地

・給餌情報(個体識別番号又は個体識別情報)

区 分	飼 料 の 名 称	生後ほ乳期	幼齢期	肥育期
粗飼料	牧草			
	シバ			
	稲わら			
濃厚飼料 (単体)	トウモロコシ			
	ふすま			
	大豆油かす			
配合飼料	代用乳			

	人工乳			
	印 用配合飼料			
	印 用配合飼料			
	印 用配合飼料			
混合飼料	印 用			

(注) 配合飼料及び混合飼料の種類については、飼料の名称を記入すること。

・投薬情報(個体識別番号又は個体識別情報)

投薬年月日	病 状	使用した動物用医薬品
年 月 日	コクシジウム感染症 血様下痢	合成抗菌剤(ジメトキシ注)
年 月 日	肺炎 発熱、発咳、鼻漏	抗生物質製剤(テラマイシン LA 注射液)

(問13) 生産情報の記録の保管方法は決められているのですか。

(答)

生産情報の記録の保管方法は、特に定められておらず、紙や電子媒体等による保管が可能ですが、生産情報の記録は牛のとさつの日から3年以上保管することとなっていますので、記録を紛失しないように適切に管理する必要があります。

なお、記録を紛失した場合、公表されている生産情報が当該生産情報公表牛肉に係る生産情報であることが明らかでなくなるため、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則(以下「JAS法施行規則」という。)第91条第2号に定める「公表されている生産情報が当該生産情報公表牛肉に係る生産情報であることが明らかでなくなること。」に該当し、牛肉が生産行程管理者の管理下でない場合であってもJASマークの除去・抹消を行う必要があります。

(問14) 生産情報の公表方法は決められているのですか。

(答)

生産情報の公表方法は、ファックス、ホームページ等消費者が生産情報を入手することが可能な方法であれば、その方法は問いません。

なお、ホームページで生産情報を公表する場合、消費者に負担をかけずに生産情報が入手できるよう、1ヶ所で生産情報が入手できるようにすることが必要であり、例えば、牛トレサ法に基づき開示されている情報については、別途情報が入手可能だとしても、その記載を省略してはいけません。

また、小売業者以外の販売業者において、容器若しくは包装の見やすい個所、送り状又は納品書等に、又は小売販売業者において、容器若しくは包装の見やすい個所又は牛肉に近接した掲示その他見やすい場所に生産情報の全てが事実即して表示されている場合、生産情報の公表方法の表示は省略することができます。

(問15) 生産情報として公表しなくてもよい情報を公表してもよいのですか。またその内容について問われた場合、答える必要はあるのですか。

(答)

生産情報公表牛肉のJAS規格で定める生産情報以外の情報を事実即して公表することは可能です。

また、生産情報公表牛肉のJAS規格で定める生産情報も含め、公表する情報については、事業者の当然の責務として消費者等からの問い合わせに対し応答する必要があると考えます。

(問16) 生産者名、住所及び連絡先等を公表しない場合は、生産情報公表牛肉の対象とならないのですか。

(答)

牛トレサ法では、管理者の氏名等個人が特定できる情報は非公表(本人が同意した場合は公表)とされていますが、生産情報公表牛肉のJAS規格では、消費者の知りたい情報として、個人を特定できる情報も公表する必要があり、公表していない場合、生産情報公表牛肉のJAS規格として格付を行い又はマークを貼付することはできません。

(問17) 飼料の生産情報はどのように記録し、公表するのですか。

(答)

生産情報の記録方法について、様式は定められていませんが、牛の個体ごとに情報を記録するとともに生産情報として公表している内容と記録している内容を第三者が容易に比較対照できる方法で整理しておく必要があります。(問12を参照)

また、JAS規格において公表すべきとされているのは、給餌した飼料の名称であり、具体的には、「印 用配合飼料 商品名」と記載して公表することとなります。

なお、配合飼料などの原材料の内容等について詳細な情報が知りたい場合は、(社)日本科学飼料協会(<http://group.lin.go.jp/kashikyo/>)で概ね入手することができます。

(問18) 有機飼料、非遺伝子組み換え飼料を給餌している場合、例えば、「(有機)」、「(非遺伝子組み換え)」等と公表することができるのですか。

(答)

生産情報公表牛肉のJAS規格では、有機飼料、非遺伝子組み換え等の公表まで求めていませんが、事実即していれば、任意の情報として公表することは可能です。

(問19) 給餌情報の中の牧草について、詳しく公表しなければならないのですか。

(答)

生産情報公表牛肉のJAS規格では、給餌した牧草の種類について、細かく公表することまでは求めていません。

しかし、生産者が給餌した牧草の種類についての情報を台帳等に記録して、消費者から求められた場合に回答できるようにしておくことが望ましいと考えます。

(問20) 動物用医薬品の生産情報はどのように記録し、公表するのですか。

(答)

生産情報の記録方法については、様式は定められていませんが、牛の個体ごとに情報を記録するとともに、生産情報として公表している内容と記録している内容を第三者が容易に比較対照できる方法で整理しておく必要があります。(問12を参照)

また、JAS規格において公表すべきとされているのは、使用した動物用医薬品の薬効別分類及び名称であり、具体的には、「合成抗菌剤(商品名)」と記載して公表します。

なお、動物用医薬品の内容等について詳細な情報が知りたい場合は、農林水産省動物医薬品検査所(<http://nval.go.jp>)で入手することができます。

(問21) 動物用医薬品の薬効別分類は、どのように記録、公表するのですか。

(答)

動物用医薬品の薬効別分類は、生産情報公表牛肉のJAS規格第2条第4項に定める分類に従って記録、公表することになります。

また、薬効別分類における次の分類を公表する場合の記載については、次のとおり省略して記載することも可能です。ただし、省略して記載する場合には、その正式名称がわかるように欄外に明記してください。

- ・(9):(6)から(8)までに掲げる薬剤以外の循環器官系用剤、呼吸器官系用剤及び泌尿器官系用剤 循環器官系用剤等
- ・(17):(12)から(16)までに掲げる薬剤以外の寄生性皮膚疾患用剤 寄生性皮膚疾患用剤
- ・(20):(18)及び(19)までに掲げる薬剤以外の生物学的製剤 生物学的製剤

(問22) 購入時及び使用時に規制のない動物用医薬品は記録、公表する必要があるのですか。

(答)

生産情報公表牛肉のJAS規格では、購入時及び使用時に規制のない動物用医薬品について、公表すべき生産情報に該当しませんが、消費者等からの問い合わせに答えるため台帳等には記録されていることが望ましいと考えます。

(問23) 生産情報公表JASマークが付されていない牛肉も、給餌情報や使用した動物用医薬品の情報を公表することはできるのですか。

(答)

生産情報公表JASマークが付されていない牛肉についても、各々の事業者が独自に給餌情報や使用した動物用医薬品の情報を公表することは可能です。

ただし、生産情報公表JASマークが付されていれば、生産情報が事実即して正確に公表されていることを国に登録された第三者機関が認定していることが証明されるので、消費者からの信頼を得やすいものと考えます。

(問24) 生産情報の公表は20頭以内の荷口ごとに公表するとはどういうことですか。

(答)

生産情報公表牛肉のJAS規格では、生産情報を一頭ごとに事実即して公表することが原則ですが、流通過程において、複数の牛の肉を一括して小売向けのパックにする場合等いずれの牛から得られた牛肉であるかを識別することが困難である場合には、20頭以内の荷口ごとに単一の番号を付し、その荷口単位で生産情報の公表を行うことを認めています。

この場合には、単一の荷口の情報として、最大20頭の実績が列記されることとなります。

(3)(第4条関係・表示)

(問25) 生産情報公表牛肉に表示すべき事項は何ですか。

(答)

生産情報公表牛肉についても、一般の牛肉と同様JAS法及びその他の法令等に定められている表示事項を表示することとなりますが、生産情報公表牛肉では、生産情報公表JASマークが付された上、生産情報公表牛肉のJAS規格に定める事項を表示しなければなりません。具体的には、次の事項を表示しなければなりません。

(1) 生鮮食品品質表示基準第3条第1項及び第2項に定める「名称」、「原産地」、「内容量」及び「販売業者の氏名又は名称及び住所」を記載しますが、生産情報公表牛肉の名称については、その内容を表す一般的な名称の次に括弧を付して「生産情報公表牛肉」と表示します。

なお、「生産情報公表牛肉」との表示については、名称の次に括弧を付して表示することとなりますが、名称の後に行を代えて表示しても問題ありません。

(2) 牛トレサ法に定める特定牛肉については、「個体識別番号又は荷口番号」、生産情報公表牛肉のJAS規格に定める生産情報公表輸入牛肉については、「個体識別情報又は荷口番号」を表示します。

(3) 生産情報公表牛肉のJAS規格で定める「生産情報の公表の方法」(ファックス番号、ホームページアドレス等生産情報を入手するために必要な連絡先)を表示します。

なお、小売業者以外の販売業者において、生産情報が容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状又は納品書等に、又は小売業者において、容器若しくは包装の見やすい箇所又は牛肉に近接した掲示その他見やすい場所に事実即して生産情報の全てが表示されている場合には、「生産情報の公表の方法」の表示を省略することができます。

また、文字の大きさについては、容器又は包装に活字を印刷する場合には、日本工業規格Z 8305(1962)に規定する8ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字で表示しなければなりません(生鮮食品品質表示基準第4条第4項)。

(問26) 表示事項とされている「生産情報の公表の方法」として記載することができるものは何ですか。

(答)

生産情報の公表の方法については、ファックス番号又はホームページアドレス等生産情報入手するために必要な連絡先を記載します。

(問27) JAS規格に適合した枝肉に表示するものは何ですか。

(答)

生産情報公表牛肉についても、一般の枝肉と同様JAS法及びその他の法令等に定められている表示事項を表示することとなりますが、生産情報公表牛肉で更に必要な表示事項は、次のとおりです。

生産情報公表牛肉のJAS規格で定める「生産情報の公表の方法」を記載します。

なお、生産情報が容器若しくは包装の見やすい個所、送り状又は納品書等に事実を即して表示している場合には、「生産情報の公表の方法」を省略することができます。

(問28) 有機農産物等については、有機JASマークが付されていない場合は、「有機」、「オーガニック」等の表示をすることができませんが、生産情報公表牛肉についても生産情報公表JASマークが付されていない場合は、「生産情報公表」等の表示をすることはできないのですか。

(答)

有機農産物については、JAS法第19条の10第1項の規定により、名称の表示の適正化を図ることが特に必要な農林物資として指定され(指定農林物資)、有機JASマークを貼付していないものには「有機」、「オーガニック」等と表示してはならないこととされています。

一方、生産情報公表牛肉については、同項に基づく指定を受けていませんので、生産情報公表JASマークが付されていない牛肉であっても「生産情報公表」等の表示をすることは可能です。

ただし、生鮮食品品質表示基準の第6条に定める誤認防止規定により、「JAS格付品」等あたかもJAS格付を受けた製品であると誤認されるような表示を行うことや生産情報の公表を行っていないのに「生産情報公表」と表示することはできません。

(4)(第5条及び第6条関係・生産情報公表輸入牛肉)

(問29) 我が国と同様な牛の全頭検査体制がない国から輸入された牛肉も、生産情報公表JAS規格の対象となるのですか。

(答)

JAS制度は、内外無差別を原則としていますので、外国から輸入された牛肉も国内で生産された牛肉と同様生産情報公表牛肉のJAS規格の対象となり得ます。

JAS規格では、外国から輸入された牛肉についても国内で生産された牛肉と同様の生産情報の記録・保管・公表を求めており、個体識別情報を付した耳標等により牛の個体を管理し、その牛の生産情報が記録・保管・公表されているなど生産情報公表牛肉のJAS規格に適合していれば、JAS規格の対象となります。この場合、我が国と同様な全ての牛を対象とする義務的なトレーサビリティ制度が国の制度として設けられている必要はありません。

外国から輸入された牛肉については、国内で生産された牛肉と同様の生産情報が公表される必要があります。このため、例えば、出生の年月日が分からなければ、JAS規格に適合しませんので、JASマークを貼付して販売することはできません。

(問30)「個体識別番号」と「個体識別情報」の違いは何ですか。

(答)

「個体識別番号」は、我が国の牛トレサ法で定める牛の個体を識別するために農林水産大臣が牛ごとに定める番号です。一方、「個体識別情報」は、外国においてJAS規格で定める牛の個体を識別するために必要な番号等をいいます。

JAS規格では、個体ごとに生産情報を管理することになっていますが、外国との関係で、その管理の仕方を整理すれば、次のとおりです。

- (1) 国内で出生し、国内でと畜される牛の場合  
牛トレサ法で定める個体識別番号で管理
- (2) 外国で出生し、子牛等で輸入され、国内で肥育、と畜される牛の場合  
出生から輸入されるまでの間は、個体識別情報(牛の個体を識別するために必要な番号等)で管理し、輸入後は牛トレサ法で定める個体識別番号で管理
- (3) 外国で出生し、外国でと畜される牛の場合  
個体識別情報(牛の個体を識別するために必要な番号等)で管理

(問31)生産情報公表牛肉のJAS規格の対象となっている牛を生体で輸入した場合、生産情報の一つである「牛の管理者」に該当するのは誰ですか。

(答)

牛の管理者とは牛を実質的に管理しうる立場にある者を言います。したがって、出生後の海外における生産者や輸入後の国内における生産者に加え、輸入業者も牛の管理者となります。

なお、輸入のために外国から国内へ移動している期間中に給餌された飼料及び使用した動物用医薬品についても公表することとなります。

## 登録認定機関

(1)登録認定機関とは

(問32)登録認定機関に登録されるにはどうしたらよいのですか。

(答)

登録基準については、JAS法第17条の6第2項で準用する第16条第2項で定められています。具体的には「生産情報公表牛肉についての登録認定機関又は登録外国認定機関となるための登録基準」(平成15年10月31日付け農林水産省告示第1795号)に適合し、認定を適確かつ円滑に行うのに十分な経理的基礎を有し、役員等の構成や認定以外の業務により認定の公正な実施に支障を及ぼすおそれがない法人であれば登録認定機関になることができます。

なお、法人格のない社団又は財団や個人は、登録認定機関となることはできません。

(問33) 登録認定機関はどのような業務を行うのですか。

(答)

登録認定機関は、生産行程管理者及び小分け業者(それぞれ外国を含む。)をそれぞれの認定の技術的基準に基づいて認定(検査及び判定)するとともに、認定した事業者が適切に格付及び格付の表示を行っていることの確認(調査)を行います。また、これら認定事業者の格付状況等を農林水産大臣に報告することになっています。

(問34) 登録認定機関には、どのような区分があるのですか。また、今まで他のJAS規格の品目について、登録された機関は新たに登録が必要ですか。

(答)

JAS法施行規則第56条に5つの区分が規定されており、生産情報公表牛肉は第5号の「生産情報公表牛肉」に区分されます。

また、生産情報公表牛肉についての登録認定機関の登録を受ける場合、登録の区分ごとに登録の申請をする必要があるため、他のJAS規格の品目で登録されている登録認定機関であっても、新たに登録の申請をする必要があります。

(問35) 登録認定機関に対する監査はどのように行われるのですか。

(答)

登録認定機関に対する監査は、当該登録認定機関が認定業務規程に基づいて適切な認定業務を行っているかどうかについて、その所在地を管轄する独立行政法人農林水産消費技術センターが年1回以上出向いて行うこととしています。

(問36) 登録認定機関は、認定生産行程管理者等の調査をどのくらいの頻度で行う必要があるのですか。

(答)

認定した生産者等が「生産情報公表牛肉についての生産行程管理者の認定の技術的基準」に適合していること並びに格付及び格付の表示を適切に実施していることを確認するために、登録認定機関は、認定生産行程管理者等の調査を年1回以上行うことが必要です。

この他、特に調査を行う必要があると認められた場合は緊急調査を行うことも必要です。

なお、登録認定機関がどの程度の頻度で、どのような調査を行っているかについては、独立行政法人農林水産消費技術センターが登録認定機関を監査するときに調べることとし

ています。

(問37) 登録認定機関について登録の際に認められた認定を行おうとする区域以外のと畜場等を生産行程管理者の構成員として認定申請をした生産行程管理者を認定することができるのですか。

(答)

JAS法では、登録認定機関は「認定を行おうとする区域」を記載して申請を行い、登録がなされると登録認定機関名に併せて「認定を行おうとする区域」も告示されることとなります。

したがって、登録認定機関は「認定を行おうとする区域」内における生産行程管理者しか認定することができず、生産行程管理者が生産農家、と畜場など複数の構成員から構成する場合でも、これら全ての構成員が「認定を行おうとする区域」に含まれている必要があります。

また、生産行程管理者が生産行程の管理又は把握の一部を構成員以外の者に委託している場合であっても、登録認定機関は、その委託先のほ場又は事業所も含め認定に係るほ場又は事業所の全てを特定して、認定する必要があるため、その者のほ場又は事業所が「認定を行おうとする区域」外にある場合は認定することはできません。

(問38) 登録認定機関がJAS法及びその関係法令に違反した場合はどうなるのですか。

(答)

農林水産大臣は、登録認定機関が、JAS法第17条の6第2項で準用する法第17条の4第1項に基づき、法第16条第3項各号のいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければなりません。

具体的には、以下のとおりです。

その法人又はその業務を行う役員がJAS法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることのなくなった日から一年を経過しないもの

登録を取消され、その取消の日から一年を経過しない法人

登録の取消の日前30日以内にその取消に係る法人の業務を行う役員であった者でその取消の日から一年を経過しないものが業務を行う役員となっている法人

また、農林水産大臣は、JAS法第17条の4第2項の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて認定の停止を命ずることとなります。

具体的には、以下のとおりです。

法第16条第2項各号に掲げる要件に適合しなくなったとき

(「生産情報公表牛肉についての登録認定機関又は登録外国認定機関となるための登録基準」に適合しなくなった場合、法人が認定を適確かつ円滑に行うのに十分な経理的基礎を有しなくなった場合又は役員、法人の種類に応じてその構成員又は職員の構成が、

認定の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある場合)

認可を受けた認定業務規程によらないで認定を行ったとき

不正な手段により登録を受けたとき

JAS法若しくはJAS法に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき

農林水産大臣は、上記に定める場合のほか、登録認定機関が、正当な理由がないのに、その登録を受けた日から一年を経過してもなおその登録に係る認定に関する業務を開始せず、又は一年以上継続してその認定に関する業務を停止したときは、その登録を取り消すことができることとなっています。

(問39) 登録外国認定機関となるには、どのような手続きが必要ですか。

(答)

外国の法人は、当該外国が我が国のJAS制度と同等の水準にある制度を有していると認められる場合(同等性を有する場合)であって、かつ、国内の法人と同じ登録要件を満たしている場合に、登録外国認定機関として農林水産大臣の登録を受け、認定業務を行うことができます。

なお、同等性がない外国の生産行程管理者、小分け業者でも、我が国の登録認定機関又は同等性を有する国の登録外国認定機関の認定を受けることは可能となっています。

(問40) 当該外国が我が国のJAS制度と同等の水準にある制度を有していると認められるためには、どのような基準を満たす必要がありますか。

(答)

同等性の審査は、「国の制度」としてJAS制度と同等の制度が存在することを前提に、認定を行う際の基準適合性についての判定が客観的・公平に行われること、格付の表示が厳正に管理されていること等の基準に従って行われます。

なお、同等性の確認については、当該国の制度全体を慎重に審査する必要があることから一定の期間を要することが多い状況となっています。このため、同等性が確認されていない外国の生産行程管理者、小分け業者が、早期に自ら格付けを行いJASマークを付けようとする場合には、我が国の登録認定機関または同等性を有する国の登録外国認定機関の認定を受けることが適当であると考えられます。

## (2)登録基準について

(問41) 法第17の6第2項において準用する第16条第2項第2号に定める「十分な経理的基礎を有する」とはどの程度をいうのですか。

(答)

十分な経理的基礎を有するかどうかは、次の事項等により判断することとしています。

(1) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度の収支予算が均衡していること

(2) 累積欠損が生じていないこと

(問42) 法第17の6第2項において準用する第16条第2項第4号に定める「認定に関する業務以外の業務を行うことにより認定が不公正になるおそれがある場合」とはどのようなことをいうのですか。

(答)

例えば、次の(1)又は(2)のような場合です。

(1) 生産情報公表牛肉を自ら生産又は販売している場合

(2) 認定業務が、当該兼営業務の利益に直結すると認められる場合(例えば、認定を行うおとする製品のコンサルタント業務、販売仲介業務を兼ねて営む場合等)

(問43) 生産情報公表牛肉についての登録認定機関又は登録外国認定機関となるための登録基準(以下、「登録認定機関の登録基準」という。)の「認定業務の管理に関する事項」欄に規定されている「認定の技術的基準への適合性を検査する部門」の業務内容はどのようなものですか。

(答)

検査する部門の業務内容は、認定申請書類の審査、事業所等における実地検査及び実地検査報告書の作成です。

(問44) 登録認定機関となるための登録基準の「認定業務の管理に関する事項」欄に規定されている「当該検査の結果に基づき認定するかどうかを判定する部門」の業務内容はどのようなものですか。

(答)

判定する部門の業務内容は、認定申請書類、実地検査報告書(実地検査で入手した資料等)その他判定に必要な資料に基づく認定の可否の判定です。

(問45) 認定の技術的基準に規定されている「登録認定機関の指定する講習会」の「指定」とはどのようなものですか。

(答)

登録認定機関の指定する講習会とは、登録認定機関が自ら行う講習会を指定する場合か、他の機関(社団法人日本農林規格協会の一般講習等)が実施している講習会を指定する場合が考えられます。

(問46) 登録認定機関の登録基準に定める認定の業務に従事する者の資格において「畜産物の生産」とは、牛の生産以外の養鶏等のみに従事した者でもよいのですか。

(答)

登録認定機関の登録基準では、「畜産物の生産」と規定しており、養鶏等のみに従事している者でも、登録要件を満たすこととなります。しかしながら、登録認定機関には第三者機関として高い専門性が要求されることから、牛の飼育に専門的に従事していた者の方

が登録認定機関の業務を円滑に行う上で望ましいと考えられます。

(問47) 登録認定機関の登録基準に定める認定の業務に従事する者の資格において「畜産物の生産に関する指導、調査若しくは試験研究の実務に従事した経験を有する者」とありますが、飼料の実務に従事した者も含まれるのですか。

(答)

飼料は畜産物そのものに該当しないので、単に飼料生産を行っていただけでは、本資格要件には該当しません。

ただし、飼料会社において畜産物そのものの生産に関する指導、調査若しくは試験研究の実務に従事していれば要件を満たすことになります。

(問48) 委託契約を締結した者を登録認定機関の登録基準に定める検査に従事する者(検査員)とすることができるのですか。

(答)

雇用形態、契約形態にかかわらず、当該登録認定機関の認定に従事する者として、登録認定機関になるための登録基準に規定されている資格を満たす者であれば検査員とすることが可能です。

ただし、委託契約を締結した者が実質的に検査業務に従事することが可能な状態でなければなりません。

(問49) 登録認定機関の登録基準に定める認定の業務に従事する者の資格において「第1号から第3号までに掲げる者と同等以上の資格を有すると認められる者」とありますが、具体的にはどのような者が該当するのですか。

(答)

例えば、「技術士法」に基づく技術部門のうち農業部門の畜産科目の資格を有する者が該当します。

## 生産行程管理者

(1)生産行程管理者とは

(問50) どのような者が認定生産行程管理者になれるのですか。

(答)

生産行程管理者になれる者については、農林物資の生産行程を管理し、又は把握するものとして、JAS法施行規則第31条により、

- (1) 牛肉の生産業者
- (2) 牛肉の生産業者を構成員とする法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)
- (3) 牛肉の販売業者

と定められています。

なお、牛肉の生産業者とは、牛肉を生産する業者、すなわち生体牛がと畜されて牛肉になる時点において当該牛肉を所有する業者（＝肥育農家）を指します。したがって、牛そのものは生産するが、牛肉は生産しない子牛繁殖農家、牛肉そのものの所有権を有さず単に処理を行うだけのと畜場は単独で認定を受けることはできず、認定を受ける場合は、上記（２）のように肥育農家を構成員とする法人や人格のない社団又は財団の一員となって、一体的に認定を受ける必要があります。

この（１）から（３）のいずれかに該当する者が、認定生産行程管理者となるためには、登録認定機関に対し認定申請を行い、当該登録認定機関により、農林水産省告示で定める「生産情報公表牛肉についての生産行程管理者の認定の技術的基準」（平成１５年１０月３１日付け農林水産省告示第１７９６号）に適合していることを確認され、認定を受けなければなりません。

（問５１）認定生産行程管理者はどのような業務を行うのですか。

（答）

認定生産行程管理者は、主に、牛肉の生産行程を管理し、又は把握するものとして、子牛の生産から肥育生産、と畜段階までの生産行程を責任をもって管理・把握する業務、生産情報を事実即して公表する業務及び生産情報が記録・保管・公表され、ＪＡＳ規格に適合しているかどうか検査を行い、適合している牛肉にＪＡＳマークを貼付する業務（格付及び格付表示の貼付の業務）を行うこととなります。

また、の業務の一部を外注（委託）することは可能ですが、この場合には、生産行程管理者は外注先をきちんと管理して常に生産行程の管理・把握を行っておく必要があります。

なお、の格付及び格付表示の貼付については、ＪＡＳ法第１８条第１項により、生産行程管理者以外の者がＪＡＳマークの貼付をすることは禁止されていることから、第三者に外注（委託）することはできず、違反した場合には、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金が科されることとなります。

（問５２）生産行程管理者の中で、牛肉の生産業者を構成員とする法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）とは、具体的にどのようなものですか。

（答）

生産情報公表牛肉のＪＡＳ規格については、子牛の繁殖農家、肥育農家、と畜場等複数の主体が関与してくるため、生産行程の管理方法についても、

（１）例えば、肥育農家が生産行程管理者となり、自ら肥育農家の生産行程を管理し、それ以外の子牛繁殖農家、と畜場等生産行程管理者以外の者に生産行程の管理の一部を委託して子牛繁殖農家からと畜までの生産情報公表牛肉に係る生産行程を管理する場合（この場合、肥育農家自身によるＪＡＳマークの貼付が必要）

（２）子牛繁殖農家、肥育農家、と畜場等とグループを構成し、一体的認定を受けて生産行程を管理する場合（この場合、と畜場は生産行程管理者の構成員となっており、ＪＡ

Sマークを貼付することが可能)  
といった方法が考えられます。

このうち、JAS法施行規則第31条第2項に掲げる「牛肉の生産業者を構成員とする法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)」は、上記の(2)の場合を想定しています。

なお、グループとして生産行程管理者の認定を受ける場合(人格のない社団又は財団に該当する場合)には、当該グループに代表者又は管理人をおくとともに、その構成員が明確になっている必要があります。また、(1)及び(2)の場合とも生産行程の管理又は把握の一部を構成員以外の者に委託する場合には、その委託先のほ場又は事業所を特定しておく必要があります。

(問53) 生産行程管理者は、生産行程の管理又は把握の一部を生産行程管理者以外の者に委託することはできるのですか。

(答)

生産行程管理者は、生産行程の管理又は把握の一部を生産行程管理者以外の者に委託(外注)することができます。

しかしながら、この場合でも、生産行程管理者は、外注先をきちんと管理して常に生産行程の管理又は把握を行っておく必要があります。

また、JAS法第15条第2項は、生産行程管理者はほ場又は事業所及び農林物資の種類ごとに、登録認定機関の認定を受けることとなっています。

このため、生産情報公表牛肉に係る生産行程の管理又は把握については、子牛繁殖の段階からと畜段階までの全ての段階において生産行程管理者の責任で行うことから、複数の主体がグループとして認定を受ける場合の他、生産行程管理者が生産行程の管理又は把握の一部を生産行程管理者以外の者に委託する場合についても、子牛繁殖牧場、肥育牧場、と畜場等牛の出生からと畜までの生産行程に含まれる全てのほ場又は事業所を生産行程管理者が生産行程を管理又は把握すべきほ場又は事業所として認定時に特定しておく必要があります。

すなわち、管理又は把握の一部が委託される生産行程に認定の際特定されていないほ場又は事業所が含まれてはなりません。

(問54) 認定された生産行程管理者について有効期間はありますか。

(答)

一度認定を受けると、認定の取消を受けない限り有効です。ただし、認定後は定期的に登録認定機関による調査を受けることになります。

(問55) 生産行程管理者が認定を受ける場合、牧場にいる全ての牛がJAS規格の基準に適合しなければ認定されないのですか。

(答)

生産行程管理者の牧場にいる全ての牛がJAS規格に適合する必要はなく、生産情報公表牛肉にしようとする牛について、JAS規格の基準に従って管理されていれば問題あり

ません。

(問56) 認定生産行程管理者がJAS法及びその関係法令に違反した場合、どうなるのですか。

(答)

認定生産行程管理者による格付又はJASマークの表示が適当でない場合には、農林水産大臣は、その改善措置又はJASマークの除去・抹消を命ずることになります。

農林水産大臣は、認定生産行程管理者がJAS法第15条の5第1項各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができることとなっています。

具体的には、以下のとおりです。

法第15条第3項の規定に基づき、認定生産行程管理者は、格付の表示を能率的に行うため特に必要があるときは、格付前に格付の表示を付しておくことができることとなっていますが、同法第15条の4項の規定により、この場合でも格付が行われた後でなければ、譲り渡し、譲渡しの委託をし、又は譲渡しのために陳列してはならないこととなっていますので、この規定に違反したとき

法第15条第5項の規定に基づき、同条第3項の規定により格付の表示を付した認定生産行程管理者は、その表示が格付の結果と一致しないことが明らかになったときは、遅滞なく、その表示を除去し、又は抹消しなければなりません。この規定に違反したとき

生産行程管理者は法第18条第1項第2号に掲げる場合でなければ、農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付することはできないこととなっています。

また、何人も農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示と紛らわしい表示を付してはならないこととなっていますので、これらの規定に違反したとき

法第19条に基づき、格付の表示の付してある包装材料又は容器は、その格付の表示を除去し、又は抹消した後でなければ、再び農林物資の包装材料又は容器として使用してはならないこととなっていますので、この規定に違反したとき

「生産情報公表牛肉についての生産行程管理者の認定の技術的基準」に適合しなくなったとき

法第19条の2の規定に基づき、農林水産大臣は、格付(格付の表示を含む。)が適当でないと認めるときは、期間を定めてその改善を命じ、又は格付の表示の除去若しくは抹消を命ずることができることとなっていますが、その命令に違反したとき

法第20条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき

不正な手段により、認定生産行程管理者の認定を受けたとき

## (2)生産行程管理者の技術的認定基準

(問57)一部の牛がJAS規格の対象となる場合、対象と対象ではない牛は別に飼養管理すべきですか。

(答)

JAS規格対象の牛について、個体ごとに生産情報が事実即して正確に記録・管理されていれば対象外の牛と別に飼養管理する必要はありません。

(問58)牛の個体識別番号は重複のない生涯唯一の固有番号であるが、海外の農場での個体識別情報が付された牛肉の場合、番号の重複により混乱は生じないのですか。

(答)

生産情報公表牛肉のJAS規格における個体識別情報(番号等)は、それぞれの生産行程管理者においては重複してはなりませんが、他の生産行程管理者との間で番号等が重複することはあり得ます。

しかしながら、個体識別情報である番号等が重複しても、表示された生産情報の公表の方法(ファックス番号、ホームページアドレス等)が生産行程管理者ごとに異なることから、異なる生産行程管理者において番号等が重複しても混乱は生じないと考えられます。

(問59)生産行程管理者が外注管理を行っている場合、外注先の子牛繁殖農家等が生産情報を記録する様式は定められているのですか。

(答)

生産行程の管理又は把握の一部を外部に委託している場合、その委託先の事業者が記録する様式は定められていませんが、外注先の事業者は、例えば、問12に示すような様式で生産行程管理者が生産情報の記録を行うのに必要な情報を生産行程管理者に確実に伝達できるよう記録を行う必要があります。

(問60)生産行程管理者の構成員以外の者に生産行程の管理又は把握を委託している場合、生産行程の管理又は把握を委託された子牛繁殖農家等はその生産情報の記録を保管しなければならないのですか。また、認定生産行程管理者も保管する必要があるのですか。

(答)

生産情報の保管の責任を有するのは、認定生産行程管理者自身です。

しかしながら、生産行程管理者が記録内容の確認を行うため、又は登録認定機関の定期調査及び生産行程管理者の調査において生産情報が正確であるかの証明をするために、各々の生産農家でも記録を保有することが望ましいと考えられます。

(問61)生産情報の記録の保管の起算はいつからですか。

(答)

生産情報の記録の保管は、「生産情報公表牛肉についての生産行程管理者の認定の技術

的基準」により、生産情報公表牛肉の対象となる牛がとさつされた日から3年以上保管することとなっています。

(問62) 生産行程の管理又は把握の一部を生産行程管理者の構成員以外の者(子牛繁殖農家等)に委託している場合、子牛繁殖農家の生産情報はどのように生産行程管理者に伝達するのですか。

(答)

生産行程管理者は、子牛の出生からと畜までの生産情報を記録・保管・公表することが必要となっていますので、例えば子牛繁殖農家に生産情報の管理を委託している場合、生産情報の伝達だけでなく、その根拠書類も合わせて伝達してもらい、根拠書類と伝達された生産情報が照合できるようにしておく必要があります。

(問63) 生産行程管理者はどのような担当者をおくのですか。

(答)

生産行程管理者は、生産行程管理者の構成員の中から、

- (1) 生産行程の管理又は把握する者として、生産行程管理担当者
  - (2) 生産情報を公表する者として生産情報公表担当者
  - (3) JAS規格に適合しているか検査を行いJASマークを貼付する格付担当者
- をおくことが必要です。

生産行程管理担当者及び格付担当者については、「生産情報公表牛肉についての生産行程管理者の認定の技術的基準」に基づき資格要件及び人数要件が定められています。

また、同一人物が両業務を行うことが可能であると登録認定機関が認めた場合にあつては、生産行程管理者と格付担当者を兼務することが可能ですが、それぞれの業務を適正に実施するためには、生産行程管理担当者と格付担当者は別の者であることが望ましいと考えられます。

(問64) 生産情報の公表は委託してもよいのですか。

(答)

生産行程管理者は生産情報公表牛肉についての生産情報を記録・保管・公表することとなり、生産行程管理者の構成員である生産情報公表担当者が生産情報を公表することとなります。

生産情報の公表にあつて、インターネットによる公表を行う場合など、外部の事業者がインターネットへの掲載の技術的作業について委託することは可能ですが、外部の事業者はあくまでインターネットサイトの提供を行う「ツール」としての存在にすぎず、生産情報の公表の責任は生産行程管理者の生産情報公表担当者に帰属します。

すなわち、生産行程管理者の生産情報公表担当者は正しい生産情報が公表されているか常に確認する責任があり、公表されていた生産情報がインターネットへの掲載の技術的作業を委託された者の間違い等に起因するものであつても、情報が不正確であることを見逃した認定生産行程管理者が責任を負い、行政処分等を受けることとなります。

(問65) 生産情報はいつからいつまで公表するのですか。

(答)

生産情報の公表は、「生産情報公表牛肉についての生産行程管理者の認定の技術的基準」により、生産情報公表牛肉の対象となる牛がとさつされた日から3年以上公表することとなっています。

ただし、とさつの日にJASの格付を行わない場合は、JAS格付を行う前までに公表し、その日から3年以上公表する必要があります。

また、個体識別番号又は個体識別情報に対応する生産情報公表牛肉のすべてが最終消費者に販売されてから7日以上経過したことを確認した場合にあっては、とさつされた日から3年を経過する前であっても、その生産情報公表牛肉に係る生産情報の公表を取りやめることができます。

(問66) 生産情報公表牛肉の格付、マークの貼付は誰が行うのですか。

(答)

JAS法第18条第1項は、認定生産行程管理者以外の者が農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付すことを禁止していることから、生産情報公表牛肉についても、認定生産行程管理者自身が格付を行い、JASマークを貼付しなければならず、認定生産行程管理者又はその構成員以外の者に委託して格付を行わせたり、JASマークを貼付させることはできません。

例えば、肥育農家が生産行程管理者の場合であって、と畜場に生産行程の管理又は把握を委託している場合、と畜場は生産行程管理者の構成員ではないので、と畜場がJASマークの貼付を行うことはできず、生産行程管理者である肥育農家自身が、JASマークを貼付する必要があります。

なお、例えば、肥育農家とと畜場がグループを構成し、一体的に生産行程管理者の認定を受ければ、と畜場は生産行程管理者の構成員となるので、JASマークの貼付を行うことは可能です。

(問67) 生産情報公表牛肉の格付の表示は、スタンプによる表示は可能ですか。

(答)

生産行程管理者における格付担当者が格付の表示を行うこととなりますが、格付担当者はJASマークの適切な管理を行う必要があるため、スタンプによるJASマークの表示はできません。

小分け業者

(1)小分け業者とは

(問68) どのような者が小分け業者になれるのですか。

(答)

JAS法第15条の6に定められている、農林物資の小分けを業とする者で、具体的には、食肉加工業者、スーパー、精肉店等が該当します。

認定小分け業者になるためには、登録認定機関に対して認定申請を行い、当該登録認定機関により、農林水産省告示で定める「生産情報公表牛肉についての小分け業者の認定の技術的基準」(平成15年10月31日付け農林水産省告示第1797号)に適合していることを確認され、認定を受けなければなりません。

(問69) 認定小分け業者はどのような業務を行うのですか。

(答)

認定小分け業者は、生産情報公表牛肉のJAS規格に適合したJASマークの付してある牛肉を小分けする場合(例えば、枝肉から部分肉又は部分肉からパック肉に小分けする場合)に、小分け前の牛肉に付してあるJASマークと同じJASマークを小分け後の牛肉に貼付する業務を行います。

小分け前にJASマークの付してある牛肉について、小分け後の牛肉に小分け前に付してあるJASマークと同一のJASマークを付すことができるのは、認定小分け業者だけであり、それ以外の者がこのようなJASマークの貼り替えをすることはできません。

(問70) 生産情報公表牛肉の認定小分け業者は、新しく制定される生産情報公表豚肉の小分け業務もできるのですか。

(答)

小分け業者の認定は、農林物資の種類ごとに行われるものであることから、生産情報公表牛肉について認定を受けた小分け業者が、生産情報公表豚肉についての小分け業務(JASマークの貼り替え)を行うことはできません。

この場合には、別途定められる「生産情報公表豚肉についての小分け業者の認定の技術的認定基準」に適合することが必要となり、改めて生産情報公表豚肉についての小分け業者の認定を受けなければなりません。

(問71) 小分け業者の認定は、店舗ごとに受ける必要がありますか。

(答)

JAS法第15条の6に基づき、小分け業者の認定は、小分け業務(JASマークの貼り替え)を行う事業所(具体的には、店舗)を特定して受けなければなりません。

(問72) スーパーマーケットのバックヤードで小分けをする場合は、認定小分け業者になることが必要ですか。

(答)

格付の表示が付された牛肉をスーパーマーケットのバックヤードで小分けし、それらの包装、容器に新たに生産情報公表JASマークを付す場合は、認定小分け業者にならなければなりません。

(問73) 枝肉を部分肉にする等の加工は行わず製品を卸すだけの流通業者は小分け業者の認定が必要なのですか。

(答)

単にJAS規格に適合した牛肉を仕入れて、それを小分けせず販売する場合は、JASマークを貼付する行為がありませんので、小分け業者の認定を取る必要はありません。

(問74) 認定小分け業者の認定を受けていない小売業者が、JASマークが貼付された牛肉を仕入れ、小分けを行い、小分けされたものにもJASマークを貼付せずパック肉を販売し又は量り売りを行う場合、小分け前の牛肉に付されていたマークを掲示して生産情報公表牛肉であることを示すことは可能ですか。

(答)

JASマークが貼付された牛肉を小分けし、パックされた製品にJASマークを貼付する場合には、小分け業者の認定を受けていないと貼付できません。

しかし、小分け前の牛肉に付されていたマークそのものを小分け後の生産情報公表牛肉に近接した場所に掲示して当該牛肉を販売する場合には、マークを貼り替えているわけではないため、小分け業者の認定を取る必要はありません。

なお、販売されている牛肉が、掲示されているJASマークがもともと付されていた牛肉を小分けしたものでない場合には、格付を行わずにJASマークを牛肉に付したことになるので、JAS法第18条第1項違反となり罰則の対象となります。

(問75) 加工業者からパック詰めされた生産情報公表牛肉を仕入れて、店頭販売する場合、小分け業者の認定を受ける必要があるのですか。

(答)

JASマークの付いた牛肉を仕入れて、そのまま店頭販売する場合は、小分けをして新たにJASマークを付すわけではないので、小分け業者の認定を取る必要はありません。

(問76) 認定生産行程管理者である食肉加工場が自らスライスしたパック肉にJASマークを貼付して販売する場合、認定小分け業者の認定も取る必要があるのですか。

(答)

小分け業者として認定が必要なのは、小分けに伴ってマークを貼り替える必要がある場合に限られます。

本件のように食肉加工工場が認定生産行程管理者となって、最終製品であるパック肉についてJAS規格に適合しているかどうか検査を行い合格し、JASマークを貼付すれば、JASマークの貼り替えの過程がありませんので、小分け業者の認定を取る必要はありません。

(問77) 一つの登録認定機関から認定を受けた認定小分け業者が、別の登録認定機関から認定を受けた生産行程管理者又は小分け業者からの生産情報公表牛肉を

取り扱う場合、その登録認定機関から改めて小分け業者の認定を受ける必要があるのですか。

(答)

他の登録認定機関から認定を受けた生産行程管理者又は小分け業者からの生産情報公表牛肉を取り扱う場合であっても、その認定機関から改めて小分け業者の認定を受ける必要はありません。

(問78) 認定小分け業者がJAS法及びその関係法令に違反した場合、どうなるのですか。

(答)

農林水産大臣は、認定小分け業者がJAS法第15条の6第2項において準用する法第15条の5第1項各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができることとなります。

具体的には、以下のとおりです。

小分け業者は法第18条第1項第3号に掲げる場合でなければ、農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付することはできないこととなっています。

また、何人も格付の表示と紛らわしい表示を付してはならないこととなっていますので、これらの規定に違反したとき

法第19条に基づき、格付の表示の付してある包装材料又は容器は、その格付の表示を除去し、又は抹消した後でなければ、再び農林物資の包装材料又は容器として使用してはならないこととなっていますので、この規定に違反したとき

「生産情報公表牛肉についての小分け業者の認定の技術的基準」に適合しなくなったとき

法第19条の2の規定に基づき、農林水産大臣は、格付の表示が適当でないと認めるときは、期間を定めてその改善を命じ、又は格付の表示の除去若しくは抹消を命じることができることとなっていますが、その命令に違反したとき

法第20条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき

不正な手段により、認定小分け業者の認定を受けたとき

## (2)小分け業者の技術的認定基準

(問79) 小分け業者はどのような担当者をおくのですか。

(答)

小分け業者は、

(1) 小分け業務を行う者として、小分け担当者

(2) 小分け業者が荷口番号を付与した場合に生産情報を公表する者として、生産情報公表担当者

(3) 小分け前にJASマークが付してある牛肉を小分けして、小分け後の牛肉にJAS

マークを貼付する格付表示担当者  
をおくことが必要です。

また、これらの担当者は、実際に小分けを行うそれぞれの事業所に配置されていなければなりません。

小分け担当者及び格付表示担当者については、「生産情報公表牛肉についての小分け業者の認定の技術的基準」に基づき資格要件及び人数要件が定められています。

(問 8 0) 小分け責任者及び格付表示担当者が他の事業所に異動した場合、改めて講習を受ける必要があるのですか。

(答)

小分け責任者、格付表示担当者の資格については、異動後も継続するため、改めて講習を受ける必要はありません。

なお、異動後の事業者が異動前の事業者と異なる認定機関から認定を受けていた場合、異動前の登録認定機関の講習会が異動後の登録認定機関から指定されたものであれば、改めて講習会を受ける必要はありません。

詳細については、各登録認定機関にお問い合わせ下さい。

(問 8 1) 荷口は合計で 20 頭以内なら 2 つ以上の荷口を合わせることができるのですか。

(答)

2 つ以上の荷口を合わせて合計が 20 頭以内ならば、荷口を合わせることが可能です。

(問 8 2) 小分け業者は生産情報を公表しなければならないのですか。

(答)

小分け業者は、小分けの過程において生産情報公表牛肉がいずれの牛から得られたものであるかを識別することが困難になる場合には、当該生産情報公表牛肉に荷口番号を付与することとなります。

この場合、小分け業者が責任をもって、荷口番号に対応する生産情報公表牛肉の生産情報を荷口番号ごとに整理し、その生産情報を記録・保管・公表する必要があります。

生産情報の公表の様式については、「生産情報公表牛肉についての小分け業者の認定の技術的基準」に定める別記様式 1 及び 2 により荷口番号ごとに、荷口番号を付与した日から 3 年以上公表することとなります。

その他

(問 8 3) J A S マークの除去を行うのは、どのような場合ですか。

(答)

生産情報公表牛肉の J A S 規格では、J A S 規格に適合した牛肉に J A S マークを付した後、J A S 規格施行規則第 9 1 条に定める次の事項に該当する場合は、J A S マークを

除去しなければなりません。

- ( 1 ) 生産情報の公表が取りやめられること
- ( 2 ) 公表されている生産情報が当該生産情報公表牛肉に係る生産情報であることが明らかでなくなること
- ( 3 ) 公表されている生産情報が事実に反していること
- ( 4 ) 生産情報公表牛肉以外の農林物資と混合すること

( 問 8 4 ) 外食店がメニュー等に「生産情報公表牛肉使用」等の表示をすることはできるのですか。

( 答 )

その内容が事実に即して正確なものであれば、表示することはできます。

なお、その牛肉の生産情報の内容について消費者から問い合わせがあれば、回答できるようにしておくことが望ましいと考えます。

( 問 8 5 ) 生産情報公表 J A S 規格への取組にあたり政府の助成措置等はあるのですか。

( 答 )

助成措置等はありません。J A S 制度は任意の制度であり、取り組める生産者・流通業者が自主的に行うこととなります。